令和２年度「市民後見人養成講座」（基礎編）受講者募集案内

ふじみ野市では誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すために、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力の不十分な方々に対して、地域の身近な一員として後見活動を行う「市民後見人」を養成する講座を開催します。

講座の受講を希望される方は、以下の受講要件等を確認のうえ、お申込みください。なお、実践編は次年度の開催を予定しています。

１　実施主体

社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会　（ふじみ野市委託事業）

２　受講要件（次のすべてを満たしている方）

（１）年齢は２０歳以上であること。（令和２年４月１日現在）

（２）市内に住所を有し、現に在住していること。（市外在住で市内勤務の方は対象となりません。）

（３）成年後見制度及び高齢者や障がい者等に対する福祉に理解や熱意があること。

（４）養成講座の全ての課程を受講できる見込みがあること。

（５）養成講座受講後、市民後見人として活動する意思があること。

（６）民法第８４７条に定める、後見人欠格事由に該当しないこと。

３　応募方法

（１）申込書類

・令和２年度「市民後見人養成講座」受講申込書

・レポート　テーマ「養成講座の志望動機について」

（２）申込書類の提出

・封筒に「市民後見人養成講座」受講申込と明記し郵送により、ふじみ野市社会福祉協議会（ふじみ野市成年後見センター）宛てに提出してください。

（３）申込期間

・令和２年５月１日（金）から令和２年７月１５日（水）（締切日必着）

４　受講者の決定

（１）受講申込書及びレポートの内容を総合的に判定し、受講者の決定を行います。受講の可否の決定は、令和２年７月末日までに応募者全員に郵送で連

絡します。

（２）ご記入いただいた個人情報は、ふじみ野市社会福祉協議会が厳重に管理し、市民後見人養成講座にのみ使用し、他の一切の用途に使用しません。なお、提出された各書類は返却いたしません。

（３）選考結果に関しての問合せは応じられません。

５　受講料

無料（ただしテキスト代は受講者実費負担）

６　定　員

３０名

７　講座日程

別紙：令和２年度「市民後見人養成講座」（基礎編）日程参照

８　注意事項

（１）成年後見人等の活動は、通常、平日の日中が基本となるため、常勤等のお仕事等をされる見込みの方は、本講座の趣旨をご理解のうえ、応募をご検討ください。

（２）次年度開催予定の「市民後見人養成講座」（実践編）の受講は、本講座（基礎編）を修了した方が対象となります。

（３）本講座は市民後見人候補者を養成することを目的としているもので、修了することにより成年後見人等に就任することを保証するものではありません。

９　事務局（申込書提出先及び問合せ先）

社会福祉法人　ふじみ野市社会福祉協議会

ふじみ野市成年後見センター

〒356-0058　ふじみ野市大井中央 2-2-1　大井総合福祉センター4Ｆ

TEL：049-266-1981　　FAX：049-266-1907